

国宝・重要文化財の指定について

・平成 21 年 3 月 19 日（木）に開催される国の文化審議会において、国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定について文部科学大臣に答申が行われ、本県から下記の 2 件が指定される予定である。

1 国宝 しほんぼくがたんさいやしよくろうだいず 紙本墨画 淡彩 夜色楼台図 よ さ ぶそんひつ 与謝蕪村筆 一幅

大きさ 縦 27.9 cm 横 130.0 cm

所有者 武藤治太（兵庫県神戸市東灘区森北町 5-4-1）

横長の画面に雪の積もる山並みを連ね、暗い夜空に雪の降りしきる景観を描く。前景を家並みが埋め尽くす都会の景観を描く点で破格の図様。一気に呵成に描き上げたかのように見えるが、たらし込み、吹墨など様々な技法を用いる。向って右端に「夜色楼台雪萬家 謝寅書」と三行に題を示すが、最近この語句は明の詩人李攀龍りはんりょうの七言律詩の中にあることが指摘された。

与謝蕪村（1716～83）は、池大雅と並んで日本南画の大成者として高く評価される人で、本作品は優れた俳人でもあった蕪村の詩情と、晩年に結実した蕪村独自の絵画表現とが渾然一体となった作品。「謝寅しよ」の号を主に用いるようになった晩年の傑作で、蕪村がたどり着いた画境をあらわしている。



2 重要文化財 もくぞうしょうくうざぞう かいざんどうあんち 木造 性空坐像（開山堂安置） 一軀

大きさ 像高 88.6 cm

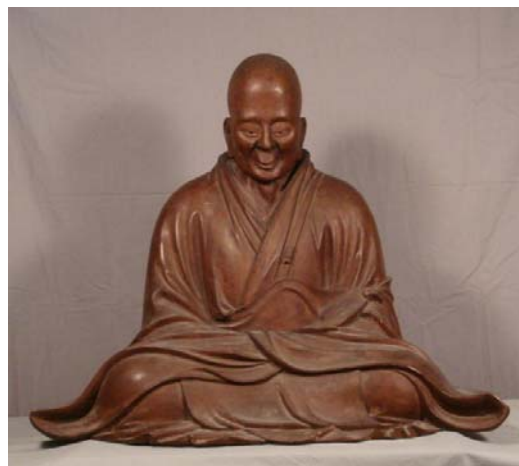
所有者 宗教法人円教寺（兵庫県姫路市書写 2968）

木造、古色。円教寺開創の性空（？～1007）の像で同寺開山堂に秘仏として安置される。記録（『性空上人伝記遺続集』）によると、性空没後間もない時期に造立された像が弘安 9 年（1286）に焼失し、像は正応元年

（1288）に仏師慶快けいかいによって再興され、瑠璃壺るりも再び納入されたという。

平成 20 年、奈良国立博物館により X 線調査が行われ、本像の頭部内に遺骨の入った壺が発見され、本像が記録にある再興像に当たると考えられる。

製作年代や仏師、製作の経緯がわかる高僧像として貴重である。



3 その他

- ①今年度の絵画部門の国宝指定は本県物件のみ（今年度指定は、国宝 1 件、重要文化財 6 件）
- ②本県での国宝指定は昭和 45 年以来で、県内 20 例目
（指定後、国宝：建造物 11 件、美術工芸品 9 件となる。）
- ③5月の官報告示で、指定される。

【用語解説】

1 紙本墨画淡彩夜色楼台図 与謝蕪村筆

□夜色楼台

しんしんと更ける雪夜の家並みに、ほのかな明かりの楼台に夜のいとなみを示す作品。

□たらし込み

色を塗ってまだ乾かないうちに他の色をたらし、色のにじみによる偶然の独特の色彩効果を出す技法。

□吹墨（ふきずみ）

筆に含ませた墨（胡粉）を振り散らかせて表す技法。山水画に多くみられる。

□謝寅（しゃいん）

安永 7 年（1778）63 才頃から用いる落款。

□李 攀龍（り はんりょう）

1514～70 年。中国明代の詩人。謝榛らとともに明の後七子（嘉靖七子）の一人。宋代以後の詩文を否定し、古典回帰を強く訴えた。律詩は、「李攀龍の律詩は「懐宗子相」という題で、「宗子相を懐う」（そうしそうをおもう）と読む。宗子相とは李攀龍の知人である宗臣のことで、病のために官職を辞して故郷へ帰る宗臣を懐かしむ内容。5、6 句は次の通り。

「春来鴻雁書千里 夜色楼台雪万家」

（春が訪れ、千里を越えて雁が手紙を運んでくるが、自分のいる高楼からは雪の積もった家々が見える）

□文人画

中国趣味、文人・学者が余技として描いた絵。明・清の南宗（なんしゅう）画の影響を受けて南画と呼ばれて 18 世紀盛んとなる。化政期に最盛期を迎える。水墨淡色彩で枯淡清純な気品を重んじる。

2 木造性空坐像（開山堂安置）

□性空（しょうくう）

延喜10年（910）～寛弘4年（1007）。平安時代中期の天台宗の僧。父は従四位下。俗名は橘善行。京都の生まれ。書写上人とも呼ばれる。康保3年（966）播磨国書写山に入山し、円教寺を創建、花山法皇・源信（恵心僧都）・慶滋保胤の参詣を受けた。早くから山岳仏教を背景とする聖の系統に属する法華経持経者として知られ、存命中から多くの靈験があったことが伝えられている。

□X線調査

X線 CT 装置と同じ原理に基づく装置で、木造の仏像や発掘された金属器など X 線を透過させる材料であれば、木材から金属まで立体物の内部構造を観察することができる。

□慶快

運慶をはじめとする慶派の仏師と考えられている。現在のところ、円教寺の他に作例はない。円教寺にある『性空上人伝記遺続集』に名称が出てくる。

□瑠璃壺

ガラスでできた壺。

【制 度】

○国宝（文化財保護法第27条第2項）

文化財保護法によって国が指定した重要文化財（有形文化財）のうち、「世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるもの」を文部科学大臣が指定したもの。

・有形文化財（文化財保護法第2条）

建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料。

・文化財保護法施行（1950年）以前の「国宝」

1897年の古社寺保存法、1929年の国宝保存法のもとでは、「国宝」と「重要文化財」の区別はなく、国指定の有形文化財はすべて「国宝」と称されていた。文化財保護法施行に伴い、この国宝はすべて「重要文化財」に指定されたものと見なされ、その「重要文化財」の中から「国宝」が指定された。

○国宝と重要文化財の違い

・修理に関する命令・勧告（文化財保護法第37条）

国宝がき損している場合、文化庁長官は、保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができるが、国宝以外の重要文化財にあつては、上記命令をすることはできない。

・文化庁長官による国宝の修理（文化財保護法第38条）

文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体が第37条の命令に従わないとき等においては、国宝を自ら修理を行い、滅失、き損、盗難の防止の措置をすることができる。

【兵庫県の国宝指定】

○国宝指定数（数は左下表参照。内訳は別紙一覧表参照）

○国宝指定状況

・国宝は昭和45年以来の指定（右下表参照）

- ・美術工芸品：昭和45年5月「兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町出土銅鐸・銅戈」が直近
- ・建造物：昭和30年6月の「太山寺本堂」が直近

・重要文化財は平成18年以来の指定

- ・美術工芸品：平成17年6月の「兵庫県西求女塚古墳出土品」が直近
- ・建造物：平成18年7月の「布引水源地水道施設」が直近

兵庫県の国宝指定数内訳

分野		今回指定	累計
美術工芸品	絵画	1	2
	彫刻	—	1
	工芸	—	2
	書跡	—	3
	考古	—	1
建造物		—	1 1
合 計		1	2 0

兵庫県の国宝指定状況

指定年	美術工芸品	建造物
昭和26年		5
昭和27年	1	4
昭和28年	2	
昭和29年	1	1
昭和30年		1
昭和39年	2	
昭和40年	1	
昭和45年	1	
平成21年	1	
合 計	9	1 1

【国宝指定の絵画】

○絵画の国宝指定

国宝指定物件には仏画、絵巻物、肖像画、水墨画、障壁画など各種のものがある。古墳壁画では高松塚古墳壁画が唯一である。平等院鳳凰堂壁扉画、醍醐寺五重塔初層壁画、室生寺金堂壁画のように、国宝建造物の一部が「絵画」としても国宝に指定されているものもある。

○画家別国指定件数（主要なもの）

画家	国宝	重要文化財 (国宝以外)	合計
雪舟	6	15	21
与謝蕪村	1 (※)	17	18
円山応挙	1	14	15
俵屋宗達	3	10	13
池大雅	3	10	13
浦上玉堂	1	11	12
長谷川等伯	1	10	11
尾形光琳	2	8	10
渡辺華山	1	8	9
狩野正信	1	6	7

※ 紙本淡彩十宣図〈与謝蕪村筆〉
(一部) 昭和26.6指定



兵庫県内の国宝

(1) 美術工芸品

種別	指定年月日	名	称	所有者(管理者)	所在地	時代 年代
絵画 国宝	明34・8・2 昭28・3・31	絹本着色聖徳太子及天台高僧像	10幅	一乗寺	加西市坂本町821-17	平
彫刻 国宝	明34・8・2 昭39・5・26	木造阿弥陀如来及両脇侍立像(浄土堂安置)	3軀	浄土寺	小野市浄谷町2094	鎌
工芸 国宝	昭13・7・4 昭29・3・20	短刀 朱銘貞宗 本阿花押(名物伏見貞宗)	1口	(財)黒川古文化研究所	西宮市苦楽園3-14-50	鎌
工芸 国宝	昭10・4・30 昭28・11・14	短刀 銘来国俊	1口	(財)黒川古文化研究所	西宮市苦楽園3-14-50	鎌
書跡 国宝	昭30・2・2 昭39・5・26	賢愚経残卷(大聖武) 甲卷 四百六十一行 乙卷 五百三行	2卷	(財)白鶴美術館	神戸市東灘区住吉山手6-1-1	奈
書跡 国宝	昭39・5・26 昭40・5・29	大般涅槃経集解 附 大般涅槃経後分 2卷	71卷	(財)白鶴美術館	神戸市東灘区住吉山手6-1-1	奈~江
書跡 国宝	昭27・3・29 昭27・3・29	世説新書巻第六残巻 紙背金剛頂蓮花部心念誦儀軌	1巻	小西新右衛門	伊丹市伊丹2-2-5	唐
考古 国宝	昭44・6・20 昭45・5・25	袈裟褌文銅鐸 両面在画像 袈裟褌文銅鐸 銅鐸 流水文銅鐸 銅戈 兵庫県神戸市灘区桜ヶ丘町出土	2口 8口 1口 3口 7口	神戸市	神戸市中央区加納町6-5 (神戸市立博物館保管)	弥 弥 弥 弥

(2) 建造物

種別	指定年月日	名	称	所有者 (管理者)	所在地	時代 年代
建造物 国宝	大2・4・14 昭30・6・22	太山寺本堂	1棟	太山寺	神戸市西区 伊川谷町前開224	鎌 弘安8 [勸化状]
建造物 国宝	明 34・3・27 昭27・11・22 昭27・11・22 (追加)	鶴林寺本堂 桁行7間、梁間6間、一重、入母屋造、本瓦葺 附 棟札 2枚 宮殿上棟応永 二二年 丁丑卯月十五日の記があるもの 寛政九 丁 巳 載十一月七日上棟の記があるもの	1棟 1 1	鶴林寺	加古川市加古川町 北在家424	室 応永4 [厨子棟札]
建造物 国宝	明 34・3・27 昭27・11・22	鶴林寺太子堂	1棟	鶴林寺	加古川市加古川町 北在家424	平 天永3 [屋根板正中 3 墨 書]
建造物 国宝	明 34・3・27 昭27・3・29	浄土寺浄土堂(阿弥陀堂)	1棟	浄土寺	小野市浄谷町1951	鎌建久3 [浄土寺文書]

種別	指定年月日	名 称	所有者 (管理者)	所在地	時 代 年 代
建造物 国宝	明 34・3・27 昭27・3・29	一乗寺三重塔 1基 三間三重塔婆、本瓦葺	一乗寺	加西市坂本町821-17	平 承安元 〔伏鉢銘〕
建造物 国宝	大 12・3・28 昭29・3・20 (追加) 昭29・3・20 (追加)	朝光寺本堂 1棟 桁行7間、梁間7間、一重、寄棟造、向拝3間、本瓦葺 附 厨子 1基 四間厨子(元三間厨子)、寄棟造、本瓦形板葺 厨子裏旧嵌板 2枚 本堂之本尊御移徙応永廿年 癸巳八月十五日の記事があるもの 仏壇之建立応永廿年 癸巳八月十五日及び 上葺正長元年十月〇日の記事があるもの	朝光寺	加東市畑609	室 応永20～正 長元 〔附嵌板墨 書〕
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城大天守 1棟 五重六階、 地下一階付、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体) 〔姫路市〕	姫路市本町68	桃 慶長 〔唐破風添 棟木墨書〕
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城西小天守 1棟 三重三階、 地下二階付、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体) 〔姫路市〕	姫路市本町68	桃 慶長14 〔内法長押墨 書〕
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城乾小天守 1棟 三重四階、 地下一階付、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体) 〔姫路市〕	姫路市本町68	桃 慶長14 〔内法長押墨 書〕
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城東小天守 1棟 三重三階、地下一階付、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体)	姫路市本町68	桃 慶長14頃
建造物 国宝	昭6・1・19 昭26・6・9	姫路城イ、ロ、ハ、ニの渡櫓 4棟 イ、ロ、ハの渡櫓 各二重二階、地下一階付、本瓦葺 附 台所 1棟 ニの渡櫓 二重櫓門、本瓦葺	国(文部科学省) (管理団体) 〔姫路市〕	姫路市本町68	桃 慶長14頃